

四国中央市江之元地区住環境整備推進委員会要綱

平成16年4月1日

告示第171号

(設置)

第1条 江之元地区の総合的な整備と魅力ある街づくりを推進するため、四国中央市江之元地区住環境整備推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 住環境整備に関する事項の調査研究に関すること。
- (2) 住環境整備事業の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、18人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 江之元自治会役員
- (2) 寒川漁業協同組合役員
- (3) 婦人代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、江之元地区住環境整備事業担当課において処理する。

(その他)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月1日告示第110号）

この告示は、告示の日から施行する。